

入札公告

株式会社下村青果商会が発注する「能間国営農業団地新設ハウス建設工事」について一般競争入札を行いますので、以下のとおり公告します。なお、本入札は国の補助事業の交付決定前の契約準備行為であるため、当該事業が採択されなかった場合、本公告は無効とします。

令和7年4月7日
株式会社 下村青果商会
代表取締役 西村 宙晃



1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業者：株式会社下村青果商会
- (2) 件名：能間国営農業団地新設ハウス建設工事
- (3) 工事場所：高知県南国市能間（1ヶ所2棟、各棟約1.0ha）
- (4) 工事概要：高軒高ダッチライト型ハウス建設工事

2. 入札手続き等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
株式会社下村青果商会
〒783-0024 高知県南国市東崎 322-1
TEL：090-5145-9835
E-mail：n.hiroaki1021@gmail.com
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
4月下旬以降に予定
会場：未定
日時および場所は、事業交付決定後、確定次第、参加者に通知します。

3. 競争参加資格

- (1) 建設業法第3条第1項の規定により、建設業の許可を受けた者。
- (2) 建設業第26条による技術者を施工現場に配置できる者。
- (3) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (4) 経常利益が直近3ヵ年連続赤字でない者。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成14年

法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者。

- (6) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から 4 号まで及び 6 号の規定に該当する者もしくは団体ではないこと。
- (7) 入札時点において、行政並びにその関係機関から当該契約の履行地域に工事請負契約に係る指名停止等を受けていない者。
- (8) 過去 1 年間以内に会計検査院による不当との指摘を受けた工事を行っていない者。
- (9) 過去 3 年以内に、高知県内に低コストハウスまたは高軒高ハウスの施工実績(下請け、元請けは問わない)を有する者。または、施工完了後 3 年間は、緊急時の対応として、事態発生 24 時間以内に、現地対応が可能な具体的な体制を整えることを誓約できる者。

4. 公告の公開方法

本公告は、株式会社下村青果商会 ホームページと、株式会社下村青果商会に紙面掲載とする。

以上